

盛岡広域振興局長告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年5月31日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 工区に含まれる地域の名称 1 工区 紫波郡矢巾町大字藤沢第3地割137番1、137番4の一部、138番1、139番1、139番2、140番1、140番2、141番1、141番2、141番3、142番1、142番2、143番1、143番2、144番1の一部、144番2、145番1の一部、145番2、146番1の一部、146番2、147番1の一部、147番2、148番1の一部、148番2の一部、148番3、148番4、149番1の一部、149番2、150番1の一部、150番2、151番1の一部、151番2、152番1の一部、152番2、153番1の一部、153番2、154番1の一部、154番2、154番3、154番4、175番1、175番2、175番5の一部、175番6の一部、176番1、176番2、177番、178番、179番、180番、181番、182番の一部、199番1の一部、199番2及び216番の一部並びに第5地割12番1の一部、15番2、15番3、16番1、16番2、16番3、16番4、16番5、17番、22番の一部、90番1、90番3の一部、91番1、91番2、92番1、98番1、100番、101番、102番、103番の一部、112番、113番、114番、115番の一部、120番の一部、125番1の一部、125番2、147番1、147番3の一部、148番、149番、150番、151番、152番、153番、154番、155番、156番、157番の一部、158番の一部、159番の一部、160番の一部、161番の一部、164番の一部、165番1の一部、165番2、167番1の一部、167番2、194番1、194番3の一部、195番1、195番2、196番、197番、198番、199番、200番1、200番2、201番、202番、203番の一部、206番の一部、207番1、207番2の一部、208番の一部、209番1の一部、209番2、230番1、230番3の一部、230番4、230番5、231番1、231番2の一部、231番3、231番4、232番1、232番2、232番3、233番1、233番2、233番3、234番、235番、236番、237番、238番、239番、240番、242番1の一部、242番2、246番、247番の一部、248番の一部、249番の一部、254番の一部、255番の一部、256番の一部、302番の一部、304番1、304番2の一部、304番3、305番の一部、306番の一部、307番の一部、316番の一部、319番の一部、320番、321番の一部、324番1、324番2、325番及び327番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市菜園一丁目11番4号 樋下&タイキ合同会社